

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「東京海上グループ 経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高めてまいります。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、内部統制基本方針に基づき、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治してまいります。

当社は、グループ会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項をグループの各種基本方針で定めております。また、主なグループ会社の事業戦略および事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とするとともに、グループの各種基本方針の遵守状況および事業計画の実施状況等について確認することなどにより、主なグループ会社の経営管理を行います。

当社は、経営戦略に基づき定めた業績指標等に対する達成度により、毎年、主なグループ会社の業績評価を行い、その評価結果を当該グループ会社の役員報酬に反映させます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	38,903,500	5.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	33,009,000	4.35
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	17,946,606	2.36
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	15,779,477	2.08
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,695,900	2.07
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	14,640,788	1.93
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	12,229,410	1.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	11,147,444	1.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・三菱商事株式会社口)	10,832,000	1.42
東海日動従業員持株会	10,536,508	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

当社株式につき、2015年1月19日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから大量保有報告書の変更報告書が、2015年2月19日付でブラックロック・ジャパン株式会社から大量保有報告書の変更報告書が、それぞれ関東財務局長あてに提出されております。これらにつきましては、当社として2014年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、「大株主の状況」には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	保険業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三村 明夫	他の会社の出身者											
佐々木 幹夫	他の会社の出身者											
江川 雅子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三村 明夫	○	同氏が相談役名誉会長として在任している新日鐵住金株式会社と当社との間には、取引はありません。また同社と当社子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は当社の連結経常収益(連結売上高に相当)の1%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外取締役として適任であるため。また、同氏は、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断しております。
佐々木 幹夫	○	同氏が相談役として在任している三菱商事株式会社と当社との間には、取引はありません。また同社と当社子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は当社の連結経常収益(連結売上高に相当)の1%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しており	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外取締役として適任であるため。また、同氏は、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員

		ます。	であると判断しております。
江川 雅子	○	——	長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外取締役として適任であるため。また、同氏は、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門および会計監査人からそれぞれの監査計画および重点監査項目等に関する報告および監査結果に関する報告を受けております。各監査の実施主体が意見交換を実施することにより、相互に連携を図り、それぞれの監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川本 裕子	学者													
堀井 昭成	他の会社の出身者													
和仁 亮裕	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川本 裕子	○	――	長年のコンサルティング会社での実務経験や研究活動等を通じて培われた企業経営に関する見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外監査役として適任であるため。また、同氏は、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断しております。
堀井 昭成	○	――	長年の日本銀行における役職員としての経験を通じて培われた見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外監査役として適任であるため。また、同氏は、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断しております。
和仁 亮裕	○	――	長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外監査役として適任であるため。また、同氏は、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
その他独立役員に関する事項	

当社では、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	
当社の常勤取締役および執行役員に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬(会社業績および個人業績に連動)および株式報酬型ストックオプションで構成し、非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬および株式報酬型ストックオプションで構成します。また、監査役に対する報酬は定額報酬のみで構成します。主なグループ会社の役員報酬は、原則として当社と同じ体系とします。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
該当項目に関する補足説明	

ストックオプションの付与対象者である当社および子会社の従業員は、それぞれの会社の執行役員です。

【取締役報酬関係】

--	--

連結報酬等の総額が1億円以上の取締役につき、個別に報酬額の開示を行う方針としております。2014年度は隅修三氏および永野毅氏が該当しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社および主なグループ会社の役員報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針とします。

- 役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保します。
 - 業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化します。
 - 経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬、および当社株価に連動した報酬を導入し、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たします。
 - 経営目標に対する役員の個人業績を客観的に評価するプロセスを通じて、成果実力主義の徹底を図ります。
- なお、役員報酬の水準については、職責に応じて役位別に基準額を設定し、当社業績や他社水準等を勘案の上、決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役による適切な監督、監査を確保するため、取締役会、監査役会等において内部統制部門、内部監査部門等から必要な情報を提供しております。取締役会および監査役会の事務局業務担当部門は、これらの情報提供が適時適切に行われるようサポートするとともに、社外取締役および社外監査役からの指摘・提言がその後の業務執行に活かされるよう、担当部門にフィードバックしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新**(1) 取締役・取締役会**

当社取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。当社は、取締役会規則を定め、取締役会が行う重要な業務執行の決定の内容を定めます。ここでいう重要な業務執行の決定には、グループの経営戦略の策定、グループの経営計画の策定、グループの内部統制システムの構築、一定の規模を超える事業投資の決定を含みます。各取締役は、取締役会がこれらの責務を十分に全うできるよう努めます。当社は、取締役会での決定を要しない業務執行の決定を業務執行役員に委任します。

取締役の員数は、10名程度(定款上は15名以内)とし、このうち、原則として3名以上を社外取締役とします。取締役会の実効性を確保するために、取締役の選任にあたっては、多様な分野の知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とします。取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとします。本報告書の提出日現在において、当社の取締役会は社外取締役3名(うち女性1名)を含む10名の取締役で構成されております。

(2) 監査役・監査役会

当社監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行を監査します。

監査役の員数は、5名程度(定款上は6名以内)とし、このうち、原則として過半数を社外監査役とします。本報告書の提出日現在において、当社の監査役会は社外監査役3名(うち女性1名)を含む5名の監査役で構成されており、うち1名は財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

(3) 社外取締役・社外監査役

社外取締役が存在することにより、取締役の職務執行に対する取締役会による監督の実効性を確保しております。また、社外取締役から企業経営等の専門家としての見識に基づくアドバイスを受けることにより、重要な業務執行の決定を適切に行うことが可能な体制を確保しています。社外監査役が存在することにより、中立かつ客観的な立場からの監査体制を確保しております。また、監査役会による監査の実効性を高め、当社の経営の透明性・健全性を維持することが可能な体制を確保しています。

現在の社外取締役および社外監査役の選任の状況については、当社が社外取締役および社外監査役に期待する上記の機能および役割が十分に果たされるものであると判断しております。また、社外取締役および社外監査役と当社との間には特別な利害関係はなく、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社からの独立性を有しているものと判断しており、独立役員としての届出を行っております。

(4) 指名委員会・報酬委員会

当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置します。指名委員会においては、当社ならびに主なグループ会社の取締役、監査役および執行役員の選任要件および選任・解任について審議し、取締役会に対して答申します。報酬委員会においては、当社ならびに主なグループ会社の役員報酬体系、報酬額の水準ならびに取締役および執行役員の業績評価等について審議し、取締役会に対して答申します。

指名委員会および報酬委員会は、各々5名程度の委員で構成します。原則として、両委員会とも、過半数を社外委員とするとともに、委員長は社外委員から選出します。本報告書の提出日現在において、両委員会はそれぞれ3名の社外委員を含む4名の委員で構成し、委員長は社外委員から選出しております。

指名委員会は、当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社ならびに東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役、監査役および執行役員の選任要件および各候補者案について審議し、当社取締役会に答申を行いました。また、報酬委員会は、上記4社の役員報酬体系ならびに取締役および執行役員の業績評価等について審議し、当社取締役会に答申を行いました。

(5) 内部監査、監査役監査および会計監査**a. 内部監査**

当社は、他部門から独立した内部監査部門が、東京海上グループ全体の適切な経営管理体制の構築に向けて、内部統制部門を含む各部門の業務執行の状況を監査しております。また、グループの内部監査に関する基本方針を策定して、グループ各社に対して、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査の実施を求めるとともに、グループ各社から内部監査の結果および改善措置、改善計画等の遂行状況の報告を受けるなど、内部監査の実施状況や内部管理態勢の状況をモニタリングしております。当社およびグループ各社の内部監査結果のうち重要な事項については、当社取締役会に報告がなされ、グループ各社における業務の適切かつ健全な運営を確保しております。なお、2014年度末における当社の内部監査業務従事者は41名です。

b. 監査役監査

各監査役は、監査役会において決定した監査役監査基準、監査方針、監査計画等に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役の職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧等を行うことなどにより、取締役の職務の執行を適切に監査しております。また、子会社の重要な会議への出席、子会社からの業務状況の聴取、子会社監査役との連携等により、グループ全体の監査体制の強化に努めておりま

す。

c. 会計監査

当社は、PwCあらた監査法人と監査契約を締結し、財務諸表監査および財務報告に係る内部統制監査を受けており、その過程で内部統制部門は会計監査人に対して必要な情報を提供しております。当社の監査業務を執行した公認会計士はPwCあらた監査法人に所属する佐々木貴司、荒川進および出澤尚の3氏であり、当社に係る継続監査年数はいずれも7年以下です。また、2014年度の監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士13名、その他13名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、「東京海上グループ 経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高めてまいります。そのために、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、内部統制基本方針に基づき持株会社としてグループ各社を適切に統治することが重要であると認識しております。

当社は「東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」において、当社のコーポレートガバナンス体制の枠組みを定めております。当社のコーポレートガバナンス体制は、監査役会設置会社をベースに任意に指名委員会・報酬委員会を設置するハイブリッド型の機関設計としております。当社は、保険持株会社として、重要な業務執行の決定を取締役会で行っており、社外取締役や社外監査役の知見を活用することで、質の高い意思決定を行っていること、取締役会で議決権を有しない監査役が中立で客観的な監査を行っていることおよび指名委員会・報酬委員会の審議に基づき役員の指名・報酬を決定しており、決定過程の透明性を確保していることから、こうした体制が現時点では最適と判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月3日(水曜日)に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2015年6月29日(月曜日)に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	2004年から、インターネットによる議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年から「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」を通じた議決権行使を可能としています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文による招集通知(株主総会参考書類、事業報告を含む)を作成し、当社ホームページ等に掲載しています。
その他	2015年6月3日(水曜日)の発送に先立ち、2015年5月29日(金曜日)に当社ホームページに招集通知を掲載しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「東京海上グループ情報開示基本方針」を策定し、情報開示に関する基本方針および情報開示の方法について定めております。 URL/ http://www.tokiomarinehd.com/company/policy/info.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2014年度につきましては、「東京海上グループの経営戦略」をテーマに取締役社長を説明者とする個人投資家説明会を行いました。また証券会社を通じて、IR担当役員、IR担当部署責任者等を説明者とする個人投資家向けの説明会を国内各地で計8回開催しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中期経営計画「変革と実行2014」に基づく2014年度の事業計画の進捗状況に関するIR説明会を同年5月および11月に開催しました。また、四半期決算ごとにIR担当部門の責任者によるアナリスト・機関投資家向けの電話会議を開催しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米およびアジアにおいて、取締役社長、IR部署を管掌する取締役および他役員等にて、延べ163社の海外投資家を個別訪問し、当社グループの事業計画とその進捗状況、決算概況および事業環境等につき説明しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、IR説明会資料、IR説明会の動画、主要子会社の月次業績速報の解説等をホームページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部広報IRグループに専任者を配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<東京海上グループ経営理念> 東京海上グループは、お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき、企業価値を永続的に高めていきます。 ●お客様に最高品質の商品・サービスを提供し、安心と安全をひろげます。 ●株主の負託に応え、収益性・成長性・健全性を備えた事業をグローバルに展開します。 ●社員一人ひとりが創造性を発揮できる自由闊達な企業風土を築きます。 ●良き企業市民として公正な経営を貫き、広く社会の発展に貢献します。

環境保全活動、CSR活動等の実施	東京海上グループは経営理念の実践を通じて、社会の持続的発展に貢献しながらグループの企業価値を永続的に高めていくとの考えに基づき、全社員が企業の社会的責任（CSR）を実践するための行動指針である「東京海上グループCSR憲章」を定めています。「Green Gift」プロジェクトを通じたマングローブ植林および国内環境啓発、エネルギー使用量の削減等を通じて地球環境保護に努めるとともに、国連グローバル・コンパクトへの参加や小学生向け教育プログラム「みどりの授業」「ぼうさい授業」による地域・社会への貢献等、積極的にCSR活動に取り組んでおり、活動内容の詳細を記載した「サステナビリティレポート」をホームページに掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「東京海上グループ情報開示基本方針」を定め、経営の透明性や公平性の向上に資する情報を提供することに努めています。
その他	東京海上グループは、多様な価値観を持ち、意欲と能力のある社員が性別、年齢、国籍等に関わらず能力を最大限発揮していくことが、世界中のお客様に提供する商品、サービスの品質を高めていくうえでも重要であると考えています。 中でも国内グループ会社において4割以上を占める女性社員については、一人ひとりが、自律的にキャリアを構築し、より広いフィールドで活躍できるよう、さまざまな機会やチャレンジの場を提供しています。 例えば当社の主要な子会社である東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上日動」といいます。）では、継続的に女性の管理職を輩出するため、個々人のキャリアビジョンをふまえた役割の付与と年間を通じたOJT、部門を越えた人事異動や選抜制研修の実施等、本人の意欲と能力に応じて挑戦が可能な環境を整えています。 また、仕事と育児の両立を図る社員を休職前・休職中・復職後のすべてにわたり最大限支援するとの方針の下、「育児フルサポート8つのパッケージ」として社員のライフステージに応じた各種制度を設けています。 制度利用者向けセミナーの開催や、上司・部下間の対話を促進するなど、仕事と育児の両立を目指す意欲・能力のある社員が、最大限の力を発揮して生き活きと活躍し続けられるよう支援する取り組みを行っています。 これらの取り組みの結果、東京海上日動は、厚生労働省が実施する2014年度「均等・両立推進企業表彰」ファミリー・フレンドリー企業部門で「厚生労働大臣優良賞」を受賞しました。 上記取り組みにより、東京海上日動では女性管理職の数(役員を除く)が2004年の8名から2015年は180名と20倍以上に増え、営業、損害サービス第一線の責任者としても多くの女性が活躍しています。 更に経営に女性の意見、視点を多く取り入れる観点から女性役員の登用も積極的に進めています。東京海上日動では2名の女性執行役員がいましたが、うち1名は2015年度に当社初の常務執行役員に昇任しています。その他の国内グループ会社においても既に3社で女性役員が誕生しています。また、当社は社外取締役3名の内1名、社外監査役3名の内1名、東京海上日動では社外監査役3名の内2名を女性とし、多様な意見を経営に生かしています。 今後も意思決定の場に多くの女性が参画していくことを目指し、女性の管理職候補の育成、女性の管理職輩出に向けて取り組みを加速していきたいと考えています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき「内部統制基本方針」を制定し、同方針にしたがって、グループ会社の経営管理体制、コンプライアンス、リスク管理等を含む東京海上グループ全体の内部統制システムを適切に整備しております。また、同方針に基づき、内部統制委員会は各種方針・施策等の策定ならびに実施状況の評価および改善について審議を行い、その結果を取締役会に報告しています。

内部統制基本方針(2015年4月1日改定)

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、東京海上グループ経営理念に基づき、グループの事業を統轄する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。

a.当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社(以下「子会社等」という。)と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。

ア. グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。

イ. 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。

ウ. 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。

b.子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。

(2)当社は、グループの経理に関する基本方針を定め、当社の連結財務状態およびグループ会社の財務状態等を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続および税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。

(3)当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

(4)当社は、グループの情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。

(5)当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。

a.当社は、コンプライアンスを統轄する部署を設置する。

b.当社は、グループのコンプライアンス行動規範を定め、グループの役職員がこの行動規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。

c.当社は、子会社等にコンプライアンス・マニュアルを策定させるとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施させ、コンプライアンスの周知徹底を図る。

d.当社は、子会社等に法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。

(2)当社は、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。

(3)当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。

(4)当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(5)当社は、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社およびグループ会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

(1)当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。

a.当社は、リスク管理を統轄する部署を設置する。

b.当社は、リスク管理にあたって、リスクの特定・評価・制御、コンティンジェンシー・プランの策定およびモニタリング・報告のプロセスを基本とする。

c.当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。

(2)当社は、グループの統合リスク管理に関する基本方針を定め、格付けの維持および倒産の防止を目的としたグループ全体の定量的リスク管理を実施する。

(3)当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、グループの中期経営計画および年度計画(数値目標等を含む。)を策定する。

(2)当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。

(3)当社は、経営会議規則を定め、取締役、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。

(4)当社は、内部統制委員会を設置し、グループの内部統制システムの整備について、各種方針・施策等の策定ならびに実施状況の評価および改善に係る審議を行うとともに、総合的調整を図った上で推進する。

(5)当社は、グループのITガバナンスに関する基本方針を定め、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。

(6)当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

(7)当社は、(1)～(6)のほか、当社およびグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

(1)当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役室を設置する。監査役室には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。

(2)監査役室に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

(3)当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

(1)役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグルー

プ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

(2)当社は、グループ会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。

(3)当社は、当社およびグループ会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。

(4)役職員は、ホットライン(内部通報制度)の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。

(2)監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。

(3)役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。

(4)内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。

(5)当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制基本方針において、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することを定めています。

上記方針に基づき、当社は「東京海上グループ反社会的勢力等への対応マニュアル」を策定し子会社等に示すとともに、反社会的勢力に関する情報を収集し、子会社からの照会等への対応を行います。また、子会社は自社マニュアル等を策定し、研修等を通じて役職員に対して周知徹底を図ることにより、反社会的勢力等からの不当要求を拒絶し、適切な法的対応を行う体制を確保しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 情報開示に関する基本方針

(1) 基本的考え方

当社は、経営の透明性・公平性を確保し、ブランド価値の向上を目的として、適時・適切な情報開示に努めます。

当社は、情報開示にあたり、情報の収集ならびに開示の要否およびその方法等の決定を迅速かつ適切に行い、正確かつ公平に開示します。

(2) 情報開示基本方針

当社は、「東京海上グループ情報開示基本方針」を以下のとおり定め、当社ホームページに公表しています。

「東京海上グループ情報開示基本方針」

東京海上グループは情報開示にあたり、グループの「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility : CSR)」の観点から、経営の透明性及び公平性の向上に資する情報をご提供することに努めます。

1. 情報開示に関する基本方針

適時開示につきましては、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に則って、迅速な情報開示を行います。

また、それ以外の情報に関しましても、お客様、株主・投資家、代理店、社員をはじめ、広く社会の皆様のご判断のお役に立つべく、迅速、正確かつ公平な情報開示に積極的に努めます。

2. 情報開示の方法

東京証券取引所規則等に基づく情報開示に関しましては、「適時開示情報伝達システム (Timely Disclosure network : TDnet)」によって開示するほか、報道機関等を通じて開示するとともに、その後、速やかに当社のホームページにも掲載します。

また、それ以外の情報に関しましては、当該情報の内容に応じて、適切な方法により開示します。

3. ご注意

この基本方針によって開示する情報は、東京海上グループの活動を正確、迅速かつ公平にお伝えする目的のものであり、投資勧誘を目的とするものではありません。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(1) 重要情報の把握と適時開示の体制

当社は、インサイダー取引防止規程および経営会議付議・報告基準等により、当社に関する重要な情報について、法務部長が一元的に把握する体制を構築しています。

重要情報を把握した法務部長は、金融商品取引法・施行令や証券取引所の定める開示基準に照らして開示が必要と考えられるときは、速やかに経営陣に報告のうえ、必要な手続を経て開示を行う体制としています。

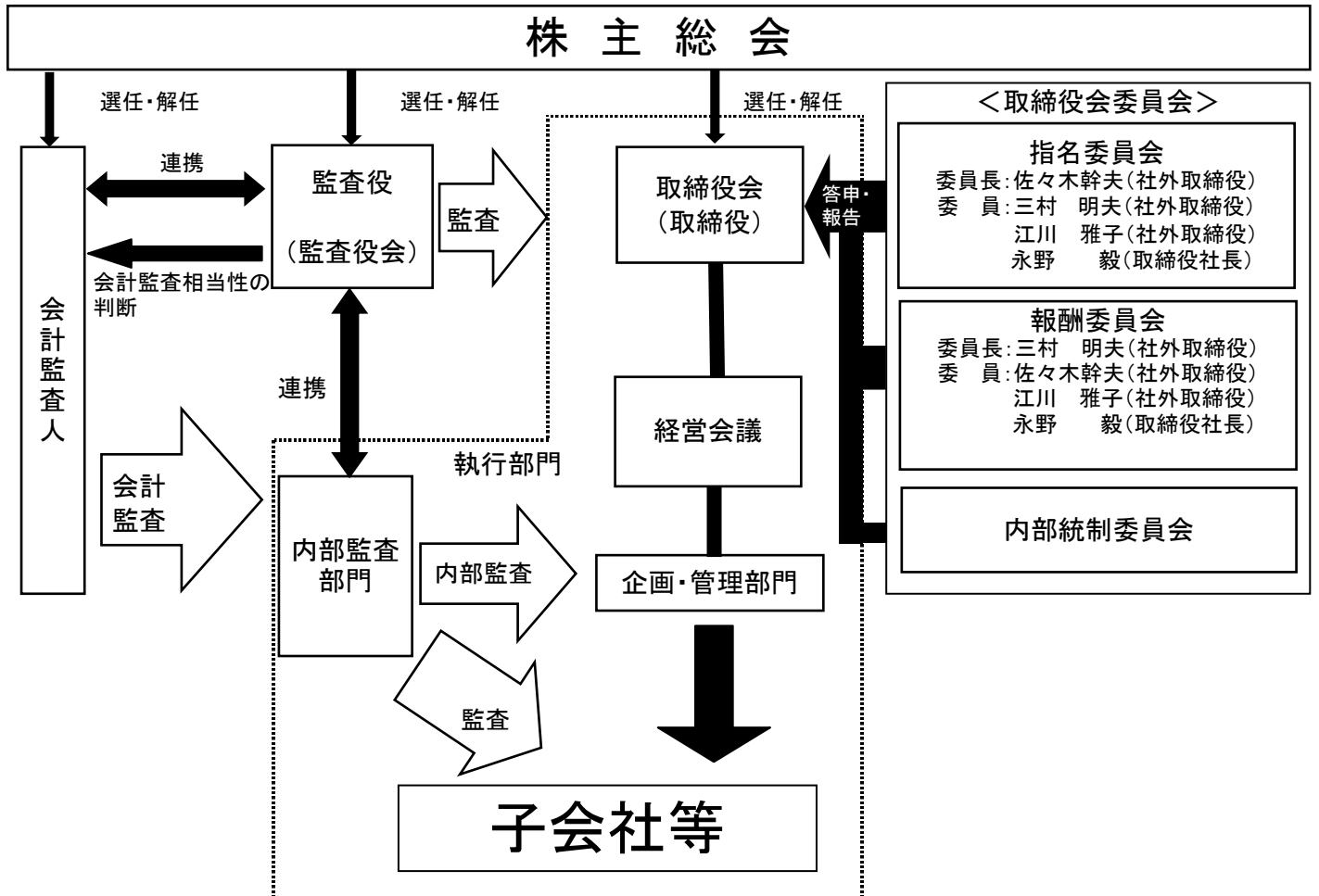
当社の子会社に係る重要情報についても、当社内部統制基本方針およびグループ方針等ならびに子会社が定めるインサイダー取引防止規程、経営会議付議・報告基準および子会社等管理規程等により、当社法務部長が一元的に把握し、適時開示を行う体制としています。

(2) 適時開示体制に対するモニタリングの整備

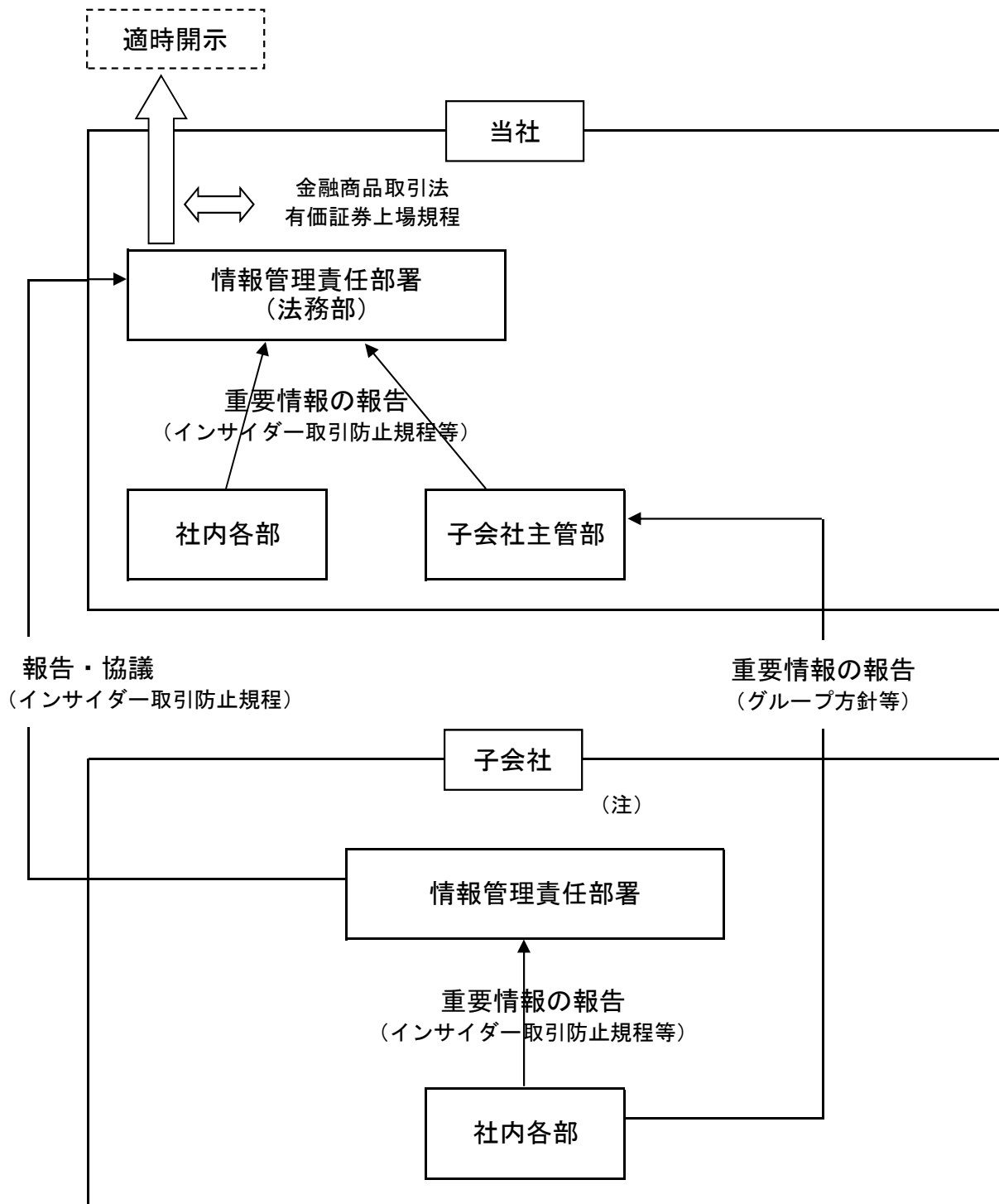
当社は、内部監査に関する基本方針に基づきグループ各社において実効性のある内部監査体制を構築し、情報開示を含む業務運営の適切性を担保するための内部監査を実施しています。

当社の内部監査部門は、当社の内部監査を実施するほか、子会社の内部監査の実施状況や内部管理体制の状況等をモニタリングし、内部監査の結果のうち重要な事項については取締役会に報告しています。また、子会社の内部監査部門は、自社および孫会社の内部監査を実施しています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要(模式図)



適時開示体制の概要（模式図）



(注) 当該子会社の子会社（当社の孫会社）についても、当社内部統制基本方針およびグループ方針等により、当該子会社に対して重要情報の報告がなされる体制としている。